

ASEAN 知財研究会 2018【商標・意匠編】 第3回

「ベトナム・フィリピン商標・意匠事情」開催

10月より4回シリーズで新樹グローバル・アイピー特許業務法人(以下 GIP)の協力により開催しております「ASEAN 知財研究会 2018【商標・意匠編】」は1月18日(金)に第3回を迎えました。今回のテーマは「ベトナム・フィリピン」ということで、14名の参加者を集め、前半はベトナムの



商標制度概要と商標の識別力や商標の類似、商標の使用および意匠制度における留意点、模倣品対策等について、後半はフィリピンの商標の類否判断、商標の使用、意匠の登録事例等に関して、GIPの魯佳瑛弁理士ならびに村井康司弁理士により具体的に解説いただきました。次回第4回は最終回となります。3月15日(金)15時00分より「シンガポール・マレーシアの商標・意匠事情」をテーマに開催される予定です。